

自動車検査証返納証明書交付申請書 自動車検査証返納届出書

軽第4号様式

0042

⑤0業務種別

7

⑤2手数料

1 無料

⑥0処理

1 訂正
2 復元

1 検査証不要
5 再出力
6 滅失・解体等

①車両番号 ローマ字記入時は下欄にマークして下さい

Vehicle number input boxes: [][][][] - [][][] - [] - [][][][] - []
1 小板

③車台番号 (自動車検査証の車台番号のうち下7桁の数字等を記入)

Plate number input boxes: [][][][][][][][]
1 小板

申請者 (使用者)
氏名又は名称

印

軽自動車検査協会 殿

令和 年 月 日

住所

(所有者)
氏名又は名称

住所


返納の原因




- 滅失、解体等 (被けん引車に限る)
- 一時使用中止

軽自動車検査証返納確認書

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

自動車検査証返納証明書交付申請の際は、※1欄に所有者が押印して下さい。

自動車検査証の返納を承諾した所有者の印	所有者の承諾があって自動車検査証が返納されたことの確認結果 (自動車検査証返納後に押し出しスタンプがないものは無効です。)
※1	
	一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

譲渡年月日	譲渡人(所有者)印	譲受人(新所有者)の氏名又は名称及び住所
	※2 	※3
	※4 	
		

自動車検査証返納後の譲渡の記入欄

車台番号 (自動車検査証返納証明書交付申請の前に、車台番号を記入して下さい。)

注：(1)この書類は自動車検査証返納証明書と一対で使用します。
(2)この書類は、次回の新規検査申請の際に法令上必要な「使用者であることを証する書面」となります。自動車検査証返納証明書と共に提出して下さい。(3)1回目の譲渡の場合は、所有者が※2欄に押印して下さい。2回目の譲渡の場合は、※3欄に記入されている方が※4欄に押印して下さい。3回目も同様です。

「自動車検査証返納証明書」の交付申請をする時は、所有者の印を押印して下さい。

1. この「軽自動車検査証返納確認書」は、軽自動車の不正な流通を防止するため、自動車検査証の返納を所有者が承諾していることを確認する書類です。「自動車検査証返納証明書」の交付申請をする時は、この用紙の「自動車検査証の返納を承諾した所有者の印」欄(※1欄)に所有者の印を押印して下さい。
2. ※1欄に自動車検査証の返納を承諾した所有者の印があって、「自動車検査証返納証明書」の交付申請により自動車検査証が返納された場合に、押し出しスタンプを刻印し、「軽自動車検査証返納確認書」を交付します。
なお、押し出しスタンプがないものは無効です。
3. 「軽自動車検査証返納確認書」は、「自動車検査証返納証明書」と一対で使用しますので、「自動車検査証返納証明書」を必ずお受け取り下さい。

「使用者であることを証する書面」となりますので、大切に保管して下さい。

1. 押し出しスタンプが刻印された「軽自動車検査証返納確認書」は、所有者が承諾した上で自動車検査証が返納されたことを確認した書類であり、次に軽自動車を使用する際の新規検査申請において法令上必要な「使用者であることを証する書面」となりますので、「自動車検査証返納証明書」と共に大切に保管して下さい。
2. 次回の新規検査申請の際には、「自動車検査証返納証明書」と共に提出して下さい。
3. 車を譲渡する場合は、所有者が、「自動車検査証返納後の譲渡の記入欄」の「譲渡人(所有者)印」欄(※2欄)に押印し、その右側の※3欄に譲受人(新所有者)の氏名又は名称及び住所を記入して、車とともに譲受人に渡して下さい。
2回目の譲渡の場合は、※3欄に記入されている方が※4欄に押印し、その右側の欄に譲受人(新所有者)の氏名又は名称及び住所を記入して下さい。3回目も同様です。